

子育て世帯住まいる応援事業補助金

若者の地元定着を図り、活力あるまちづくりを推進するため、子育て世帯の住宅取得費用の一部を補助します。

住宅の新築・購入・増築 30万円

☆対象・条件

- ・夫婦の合計年齢が80歳以下または中学生以下の子どもがいること
- ・UIターン者用住宅のある地域（阿木・神坂・山口・川上・加子母）で住宅を取得された方
- ・令和4年4月1日以降に申請者により取得にかかる契約がされた住宅で引き続き所有されているもの
- ・取得の金額が100万円（税抜き）を超えているもの
- ・市税等の滞納がない方
- ・申請は、契約締結日から1年6ヶ月以内に行うこと
- ・増築の場合は、申請者の三親等以内の親族により所有され、その建物を含む固定資産税の未納がないこと
- ・過去にこの補助金又は新婚さん住まいる応援事業補助金を受けていない方
- ・対象地域に5年以上定住する意思を持っている方



他の制度を併用すると…

「子育て世帯住まいる応援事業」と

「フラット35 地域連携型」を併用すると…

当初5年間の借入金利

年 0.5% 引下げ



お問い合わせ先 中津川市定住推進課
〒508-8501 中津川市かやの木町2番1号 中津川市役所本庁舎3階
電話：0573-66-1111 メール：teiju@city.nakatsugawa.lg.jp